

# 収支報告書記載要領

鹿児島県選挙管理委員会

# 目 次

## I 総 括

- 1 収支報告書の表紙の記載方法について（様式その1） ……1
- 2 収支の総括表を作成する際の留意事項について（その2） ……4

## II 収 入

- 3 党費又は会費の記載方法について（その2） ……5
- 4 寄附の総括表に記載する際の留意事項について（その2） ……5
- 5 機関紙誌の発行その他の事業による収入の記載方法について（その3） ……6
- 6 借入金の記載方法について（その4） ……7
- 7 本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳の記載方法について（その5） …… 8
- 8 その他の収入の記載方法について（その6） ……9
- 9 寄附の内訳の記載方法について（その7） ……10
- 10 寄附者の氏名等の明細について（その7） ……12
- 11 あっせんによる寄附の記載方法について（その8） ……13
- 12 匿名の寄附について（その9） ……14
- 13 政党又は政治資金団体が匿名の寄附を受けた場合の記載方法について（その9） ……15
- 14 特定パーティーの対価に係る収入についての記載方法について（その10） ……15
- 15 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳について（その11） ……16
- 16 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳について（その12） ……18

## III 支 出

- 17 支出の総括表の作成について（その13） ……18
- 18 「人件費以外の経常経費」の内訳の記載方法について（その14） ……20
- 19 「政治活動費」の内訳の記載方法について（その15） ……22
- 20 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳の記載方法について（その16） ……28

## IV 資 産 等

- 21 資産等の報告について（その17） ……29
- 22 資産等の総括表の作成について（その17） ……30
- 23 資産等の内訳の記載方法について（その18） ……31
- 24 不動産の利用の現況の記載方法について（その19） ……34
- 25 宣誓書の記載について（その20） ……35

## V そ の 他

- 26 領収書の写しの添付について ……36
- 27 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」について ……37
- 28 「振込明細書に係る支出目的書」について ……38
- 29 収支報告書に併せて提出する領収書等の写し及び振込明細書の写しについて ……39
- 30 政治資金監査報告書について ……39
- 31 政治団体が労務等の無償提供を受けた場合又は労務等の無償提供を行った場合の記載について ……40
- 32 国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示制度について ……42

## 政治団体の収支報告書の作成

### I 総括

#### 1 収支報告書の表紙の記載方法について (収支報告書様式その1)

収支報告書は、毎年12月31日（解散の場合には、その日）現在で、その年におけるすべての収入及び支出（当該政治団体のために、その代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含みます。）の総額、項目別の金額、翌年への繰越しの金額及び資産等並びにそれらの明細等について、各様式に従って報告するものです。

なお、政治団体のうち法第18条の2第1項の規定により政治団体とみなされた者（「特定パーティー開催団体」）にあつては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係るすべての収入（予定される収入を含みます。）及び支出（予定される支出を含みます。）の総額、項目別の金額及びそれらの明細等について記載し、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載します。

1 「政治団体の名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表者の氏名」及び「会計責任者の氏名」の欄は、政治団体設立届により届け出た名称等（名称等の変更があつた場合は収支報告書作成時点の名称等）を記載します。

会計責任者に事故があるときなどは、「会計責任者の氏名」

の欄は、会計責任者の職務代行者の氏名を記載します。

2 「事務担当者の氏名」の欄は、直接、当該収支報告書を作成した者の氏名を記載し、「電話」の欄には、事務担当者に直接連絡がとれる電話番号を記載します。

なお、事務担当者が複数名の場合は、それぞれの事務担当者の氏名及び電話番号を記載します。

3 「政治団体の区分」、「活動区域の区分」の欄は、政治団体の設立届及び異動届により届け出た区分について、該当するもの「□」内に「√」を記入します。

4 「資金管理団体の指定の有無」の欄は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「√」を記入し、指定されていなかった場合は「無」の「□」に「√」を記入します。さらに「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合のみ記載します。この場合において、「公職の種類」には、資金管理団体の指定届を行った者の公職の種類を記載するものであり、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、現にその職にある者にあつては、「衆議院議員東京都第○区選挙区（現職）」、その職の候補者にあつては、「衆議院議員近畿選挙区（候補者）」、候補者になろうとする者にあつては、「甲県議会議員乙郡選挙区（候補者となろうとする者）」の例により記載します。なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定（法第19条の9の規定をい

う。以下同じ。)の適用の有無にかかわらず記載します。

5 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載します。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載します。また、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載する必要はありません。

6 「国会議員関係政治団体の区分」の欄は、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「√」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「√」を記入し、12月31日現在で同項第3号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「√」を記入し、12月31日現在で法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされ、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の

16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体」の「□」に「√」を記入します。

さらに「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載します。この場合において、国会議員関係政治団体の区分に応じて次に掲げるとおり記載します。

- (1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体  
「公職の候補者の氏名」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を記載します。
- (2) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体  
「公職の候補者の氏名」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類」に当該公職の候補者に係る公職の種類を記載します。
- (3) 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体  
「公職の候補者の氏名」欄にその主宰する又は主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名を、「公職の種類」に当該衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類を記載します。
- (4) 法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体のうちその受けた特定関係寄附が同項第1号の寄附であるもの  
「公職の候補者の氏名」に同号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名を、「公職の種類」にその者に係る公職の種類を記載します。
- (5) 法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体のうちその受けた特定関係寄附が同項第2号の寄附であるもの  
「公職の候補者の氏名」に同号の国会議員関係政治団体の名称を、「公職の種類等」に法第19条の7

第1項第3号に係る国会議員関係政治団体である旨を記載します。

また「公職の種類」については、衆議院議員または参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者になろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」というように記載します。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず記載します。

7 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載します。この場合において、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなり、その後、12月31日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたときには、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなった日から12月31日まで、1月1日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており、その後、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなったときには、1月1日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなった日まで、というように記載します。また、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載する必要はありません。なお、当該年中における資金管理団体の指定の有無にかかわらず記載します。

8 「政治団体の名称」、「会計責任者の氏名（解散時の収支報告の場合には、代表者の氏名も）」は、様式（その20）の宣誓書のそれ

と一致するものです。

9 特定パーティー開催団体にあつては、当該特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を「令和 年 月 日開催分」の箇所に記載します。

第14号様式（第8条関係）  
（その1）

記載例

収 支 報 告 書

令和 〇〇 年 月 日開催分

収支報告書作成時点の名称等を記載する。

特定パーティー開催団体のみ記載 → 令和 年 月 日開催分

1 政治団体の名称 （ふりがな） こ う お つ かい 甲 乙 会	政治団体の区分 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部
2 主たる事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市鴨池新町〇番〇号	活動区域の区分 <input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 <input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内
3 代表者の氏名 甲 田 一 郎	国会議員関係政治団体の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第4号に係る国会議員関係政治団体
4 会計責任者の氏名 乙 野 次 郎 （職務代行者の場合は「職務代行者（乙野次郎）」と記載）	公職の種類 衆議院議員 鹿児島県 鹿児島市鴨池新町〇番〇号 公職の種類 衆議院議員 鹿児島県 鹿児島市鴨池新町〇番〇号
事務担当者の氏名 丙 野 三 郎 （電話）（〇〇〇）-△△△△-××××	資金管理団体の指定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 資金管理団体の指定をした者の氏名 甲 田 一 郎
（電話） 丁 野 四 郎 （電話）（〇〇〇）-△△△△-××××	資金管理団体の指定の期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

2 収支の総括表を作成する際の留意事項について  
(収支報告書様式その2)

- 1 収支報告書は、会計帳簿に基づいて作成するものであり、その内容は連動するものです。
- 2 「収入総額」は、「前年からの繰越額」に「本年の収入額」を加えた額を記載します。なお、「前年からの繰越額」は前年に提出した収支報告書における「翌年への繰越額」を記載するものであり、繰越のない団体、設立して最初に報告書を提出する団体の場合は、「0」となります。  
「本年の収入額」は、当該年における収入のすべて、すなわち「個人の負担する党費又は会費」、「寄附」、「機関誌紙の発行その他の事業による収入」、「借入金」、「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」及び「その他の収入」の合計額を記載します。
- 3 「支出総額」には、当該年における支出のすべてを記載するものであり、様式(その13)支出の総括表の合計額と一致します。
- 4 「翌年への繰越額」は、「収入総額」から「支出総額」を減じた額を記載します。

(その2) 収 支 の 状 況

前年の報告書を控室のうえ記載して下さい。繰越のない場合は「0」として下さい。

1 収支の総括表

収入総額	千円	百円	十円	円	角	分
(前年からの繰越額) .....					0	0
(本年の収入額) .....	4	2	2	1	8	0
支出総額 .....	2	5	7	9	7	3
翌年への繰越額 .....	1	6	4	2	7	5

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額	千円	百円	十円	円	角	分
金 額 .....	1	6	9	0	0	0
負 数 .....					1	0

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	千円	百円	十円	円	角	分	備 考
(ア)個人からの寄附	4	2	2	1	8	0	0	
(うち特定寄附)	1	3	0	0	0	0	0	
(イ)法人その他の団体からの寄附	2	3	7	0	0	0	0	
(ロ)政治団体からの寄附	0	2	0	0	0	0	0	
小計(ア)+(イ)+(ロ)	1	6	9	7	0	0	0	
(寄附のうち寄附のみなしによるもの)	0	3	3	0	0	0	0	
イ 政党標準寄附							6	
合計(ア-イ)	1	6	9	7	0	0	0	

資金管理団体以外に記載されません。

寄附合計額の内訳です。

党費又は会費を納入した実人数を記載して下さい。

## II 収 入

### 3 党費または会費の記載方法について (収支報告書様式その2)

「党費」又は「会費」とは、政治団体の構成員が党則、規約その他これらに相当するものに基づき負担する金銭であり、両者の間には実際上取扱いの差異はありません。

「党費」又は「会費」については、通常、政治団体の組織活動の根本規則としての党則、規約、会則等に定められていますが、当該団体の意思決定機関において正式に決定され、党則、規約等と同程度に構成員を拘束する意思決定は、党則等に相当するものとして解され、それに基づいてされる金銭での負担は、「党費」又は「会費」とされます。なお、金銭以外のものは、ここでいう「党費」又は「会費」には当たりません。

「金額」の欄には、党費又は会費の合計金額を記載します。

「員数」の欄には、党費又は会費を納入した者の数（延人数ではなく、実人員を）を記載します。

なお、法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取り扱われます（法第5条）ので、本欄ではなく、寄附の欄に記載します。

### 4 寄附の総括表に記載する際の留意事項について (収支報告書様式その2)

- 1 寄附（法人その他の団体が政治団体の構成員として負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附を除きます。）については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれの項目ごとに総額を記載します。寄附のうち、寄附のあっせんに係るものについては、その総額を寄附の内書きとして記載します。政党匿名寄附とは、寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される講演会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいいます。
- 2 資金管理団体の指定を受けている政治団体にあつては、個人からの寄附のうち、「特定寄附」については、個人からの寄附の内書きとしてその総額を記載します。

特定寄附とは、資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を、資金管理団体に取り扱わせるため、当該資金管理団体に対してする寄附のことをいいます（法第19条の4）。
- 3 本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないでください。
- 4 政党匿名寄附については、その総額を記載します。なお、政党匿名寄附については、政党、政治資金団体のみに認められています。

5 機関紙誌の発行その他の事業による収入の記載方法について（収支報告書様式その3）

- 1 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、様式（その3）に、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額（収入と支出の差額ではありません。）を記載します。
- 2 機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、「事業の種類」欄には、「甲機関紙」「乙機関雑誌」「甲政治資金パーティー開催事業」「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、当該事業の内容を具体的に記載します。また、政治資金パーティーにあつては、備考欄に開催年月日及び開催場所（会場の所在地及び名称）を記載してください。

事業の種類が多く、1ページで記載できない場合には、2ページ以上にわたって記載し、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載し、一番最後のページの「合計」欄にそれらの総額を記載します。なお、1ページで終わるときは、「この頁の小計」欄及び「合計」欄は同じ金額になります。

- 3 ここに記載する収入に対応する支出は、政治活動費の「機関紙誌の発行その他の事業費」として、様式（その15）にア（機関紙誌の発行事業費）、イ（宣伝事業費）、ウ（政治資金パーティー開催事業費）及びエ（その他の事業費）にそれぞれ分類して記載します。
- 4 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載します。

記載例

（その3）

政治資金パーティーの場合、開催年月日及び開催場所を記載する

事業の種類	金額	備考
甲機関誌	2,300,000	
乙機関雑誌	1,800,000	
○○パーティー	5,500,000	RO-7,19 施設員地区民会市○○ホテル○○の関
△△君を励ます会	1,070,000	於○12,20 施設員地区民会市○○ホテル○○の関 □□政治団体と共同
書籍販売事業	500,000	
この頁の小計	2,080,000	
合計	2,080,000	

政治資金パーティーを他の政治団体と共同した場合、その旨及び当該政治団体の名称を備考欄に記載する

## 6 借入金の記載方法について（収支報告書様式その4）

借入金については、様式（その4）に、借入先及び当該借入先ごとの年間の合計金額を記載するものであり、その記載方法は、例えば「甲銀行（乙支店）」というように具体的に借入先を記載します。

「備考」の欄には、借り入れを行った年月日を記載します。

借入先が多く、1ページで記載できない場合には、2ページ以上にわたって記載し、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載し、一番最後のページの「合計」の欄にそれらの総額を記載します。なお、1ページで終わるときは、「この頁の小計」欄及び「合計」欄は同じ金額になります。

借入金を返済した場合は、政治活動費の「その他の経費」として、様式（その15）に、借入金返済として借入先ごとに記載します。

その4)

(4) 借入金							
借入先	→	金額					備考
		円	千	百	十	百	
X銀行(支店)		0	0	0	0	0	〇年2月1日
Y銀行(支店)		5	0	0	0	0	〇年4月1日
Z銀行(支店)		2	0	0	0	0	〇年7月1日
この頁の小計		7	5	0	0	0	
合計		7	5	0	0	0	



**8 その他の収入の記載方法について**  
(収支報告書様式その6)

- 1 その他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。）については、様式（その6）に、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載します。なお、1件当たりの金額が10万円未満のものにあつては、一括してそれらの合計金額を「1件10万円未満のもの」欄に記載します。
- 2 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を「甲銀行預金利子」というように具体的に記載し、年月日を「備考」欄に記載します。
- 3 1件当たりの金額（数回にわたるときは、合計額）が10万円以上のものが多く、1ページで記載できない場合は、2ページ以上にわたって記載し、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載し、一番最後のページの「1件10万円未満のもの」欄に1件当たりの金額が10万円未満のものを一括して金額を記載し、「合計」欄にこれらの総額を記載します。

(受908)

(6) その他の収入							備 考	
要 素	種 別	年	月	日	金 額	備 考		
甲銀行預金利子		1	0	0	0	0	0年9月16日	
この頁の小計					1	0	0	0
1件10万円未満のもの					5	5	0	0
合 計					1	5	0	0

## 9 寄附の内訳の記載方法について（収支報告書様式その7）

### 1 共通事項

(1) 様式（その2）に記載した「寄附」については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、その内訳を様式（その7）に別葉として記載します（「寄附者の区分」欄の区分に従い記載します。）。

(2) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載します。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えありません。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには記載しておかなければなりません。

(3) 寄附のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載します。

(4) 同一の寄附者からの寄附の金額が5万円を超えるものが多く1ページで記載できない場合は、2ページ以上にわたって記載し、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載し、寄附者各区分ごとの一番最後のページの「その他の寄附」欄に明細を記載したもの以外の寄附を合計した金額を記載します。「合計」欄にはこれらの総額を記載します。

### 2 個人からの寄附関係

(1) 前述のとおり、個人が行った寄附で、課税上の優遇措置を受けようとするものについては、金額の多寡にかかわらず、すべてその明細を記載しなければなりません。

(2) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体以外の政治団体の場合、寄附の個別制限がありますので、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

なお、資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に対してする寄附（特定寄附（資金管理団体の届出をした公職の候補者が政党から受けた寄附を資金管理団体に取扱わせるため、当該資金管理団体に寄附するもの）を除く。）については、寄附の個別制限の適用がないため、150万円を超える金額になることもあります。

(3) 資金管理団体の指定を受けている政治団体にあつては、個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野一郎が当該資金管理団体の届出をした者である場合、「寄附者の氏名」欄に「☞甲野一郎」というように記載します。

なお、特定寄附については、寄附の個別制限及び総枠制限の適用がないため、1,000万円を超える金額になることもあります。

(4) 「合計」欄の金額は、様式（その2）の「個人からの寄附」の金額に一致するものです。

### 3 法人その他の団体からの寄附関係

(1) 法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなされますので、この様式に記載します。

(2) 法人その他の団体は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限の範囲内で寄附をすることができ、これ以外の者に対しては寄附は一切できません。



記載例

(その7) 政治団体が行う寄附については、目録記載は不要。

寄附の種別				寄附者の区分		政治団体からの寄附	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	住所	職業	
全国A政治団体	2000000	○1.20	東京都××区××町××番地	A様太郎			
〃	2000000	○9.20	〃	〃			
B政治連盟	1500000	○2.15	大阪市××区××町××番地	B山六郎			
〃	7000000	○12.15	〃	〃			
C後援会	1500000	○7.20	横浜市○○区○○町○○番地	〇田七郎			
〃	1500000	○11.20	〃	〃			
この頁の小計	9200000						
その他の寄附							0
合 計	9200000						0

【備考】 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についてもその明細を記載しなくても差し支えない。  
 2. 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

10 寄附者の氏名等の明細について（収支報告書様式その7）

同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載します。

また、個人が行った寄附で、課税上の優遇措置を受けようとするものについては、金額の多寡にかかわらず、寄附者の氏名、住所及び職業などすべてについてその明細を記載しなければなりません。

なお、年間5万円以下の寄附についても、必要に応じ明細を記載しても差し支えありません。

11 あっせんによる寄附の記載方法について  
(収支報告書様式その8)

- 様式(その2)に記載した「[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]」についての内訳であり、また、様式(その7)の「寄附の内訳」に記載された寄附のうち、あっせんによりされた寄附を様式(その8)に再掲するものです。
- あっせん者ごとに「個人によるあっせん」、「法人その他の団体によるあっせん」又は「政治団体によるあっせん」に分類し、それぞれ別葉とします。なお、「寄附のあっせん者の区分」欄には、これらの区分を記載します。
- 同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあっせんをした者ごとに名寄せをして、その寄附のあっせんをした者の氏名、住所及び職業(法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが該当政治団体に提供された年月日を該当欄に記載します。  
なお、年間5万円以下の寄附のあっせんに係る寄附についても必要に応じ明細を記載しても差し支えないものです。
- 寄附のあっせんをされた寄附のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめて、その合計金額のみを記載します。
- 同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附の金額が5万円を超えるものが多く、1ページで記載できない場合は、2ページ

以上にわたって記載し、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載し、各あっせん者の区分ごとの一番最後のページの「その他の寄附」欄に明細を記載したものの以外のあっせんをされた寄附を合計した金額を記載します。「合計」欄にはこれらの総額を記載します。

- 各あっせん者ごとの「合計」欄の金額の合計は、様式(その2)の「(寄附のうちあっせんによるもの)」の金額に一致します。

(注)8)

(8) 寄附のうちあっせんによるもの内訳										あっせん者の区分				日 入	
寄附のあっせん者の氏名(団体にあつてはその名称)	金 額									年月日	業 種	住所(団体にあつては主たる事務所の所在地)	職業(代表者の氏名)	備考	
	千	百	十	千	百	十	千	百	十						
A 野 田 龍 樹					7	2	0	0	0	0	2019.03.15	政治団体の役員	東京都○○区○○町○○番地	自 由 業	
この頁の小計					7	2	0	0	0	0					
その他の寄附															0
合 計					7	2	0	0	0	0					0

→ 様式(その2)の寄附のうちあっせんによるものを記載します。

様式8

(8) 寄附のうちあつた法によるもの内訳							あつた法以外の区分				法人その他の団体	
寄附があつた法人等の氏名(49条においてはその略称)	金額						提供年月日	届出年月	住所(届出にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(届出にあつては、代表者の氏名)	備考	
	千円	百円	十円	円	角	分						
日本共産党				8	0	0	0	0	0	0	0	
この項の合計				1	8	0	0	0	0	0	0	
その他の区分												0
合 計				1	8	0	0	0	0	0	0	

様式9

(8) 寄附のうちあつた法によるもの内訳							あつた法以外の区分				法人その他の団体	
寄附があつた法人等の氏名(49条においてはその略称)	金額						提供年月日	届出年月	住所(届出にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(届出にあつては、代表者の氏名)	備考	
	千円	百円	十円	円	角	分						
日本共産党				4	0	0	0	0	0	0	0	
この項の合計				1	4	0	0	0	0	0	0	
その他の区分												0
合 計				1	4	0	0	0	0	0	0	

12 匿名の寄附について（収支報告書様式その9）

他人名義や匿名による寄附は、収支の公開や寄附の量的制限、質的制限の実行性が阻害されることを防ぐため、原則として禁止されていますが、匿名寄附のうち、次に掲げる要件のすべてを満たした寄附については、例外的に認められています。

- ① 政党（政党支部含む）又は政治資金団体に対してする寄附であること。
- ② 街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において行われる寄附であること。
- ③ 1件当たりの金額が、1,000円以下の寄附であること。

13 政党又は政治資金団体が匿名の寄附を受けた場合の記載方法について（収支報告書様式その9）

政党（政党支部含む）又は政治資金団体が受けた政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載し、場所の記載については、「東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇駅前街頭」、「東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載します。

(注9)

政党又は政治資金団体の名称	金額						備考				
	円	千	百	十	元	角					
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇〇駅前街頭				9	3	0	0	0	4	1	
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇〇会館〇〇の間			1	2	8	8	5	0	0	5	0
この式の合計				2	2	0	8	5	0	0	
合 計				2	2	0	8	5	0	0	

14 特定パーティーの対価に係る収入についての記載方法について（収支報告書様式その10）

機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるものをいいます。）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載します。

なお、特定パーティー開催団体以外の政治団体にあつては、当該特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係るこれらの事項について「備考」欄に併せて記載します。

また、特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

記載例

※ 政団帳簿の発行時の年度の選挙による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払者となる者の氏名	支払年月日	開催場所	備考
△△君を励ます会	10700000	290	RO. 10. 20	△△市△△区△△町△△番△△号	△△市△△区△△町△△番△△号
この頁の小計	10700000				
合 計	10700000				

・他の政治団体と共催した場合、その旨及び当該政治団体の名称を備考欄に記載する。  
 ・前年以前の収入がある場合は、その金額及び支払者数を記載する。

15 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳について  
 (収支報告書様式その11)

一の政治資金パーティーの対価に係る収入（特定パーティー開催団体以外の政治団体にあつては、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含みます。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を当該欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載します。

また、特定パーティー開催団体以外の政治団体にあつては、当該政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受されたものがある場合は、前年以前において収受されたものに係るこれらの事項について「備考」欄に併せて記載します。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えありません。

対価の支払は、「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別葉とします。なお、「対価の支払者の区分」欄には、これらの区分を記載します。



16 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあっせんによるものの内訳について  
(収支報告書様式その12)

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので、その金額の合計が20万円を超えるものについては、対価の支払のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに当該対価の支払のあっせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載します。

なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあっせんについても必要に応じ報告しても差し支えありません。

式その12

対価の支払のあっせんによるもの内訳	政治資金パーティーの名称		政治資金パーティーの名称		備考
	氏名	住所	氏名	住所	
全 額					
内 容					
金額					
この項の合計					
その他の合計					
合 計					

III 支 出

17 支出の総括表の作成について（収支報告書様式その13）

1 すべての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費（機関紙誌の発行事業費、宣伝事業費、政治資金パーティー開催事業費及びその他の事業費に細分）、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類したうえで、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載します。

この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載します。また、この額の内訳を様式（その16）に記載します。

2 「小計」欄には、それぞれ、経常経費又は政治活動費の計を、「合計」欄には、両者の合計を記載するものであり、当該「合計」欄の金額は、様式（その2）の「支出総額」欄の金額と一致します。

3 人件費以外の経常経費の各項目については、資金管理団体として指定されていた期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出について、様式（その14）により、それぞれ、その内訳を記載し、報告することになります。

4 政治活動費の各項目については、様式（その15）により、それぞれ、その内訳を記載し、報告することになります。

5 支出項目の分類基準は次のとおりです。

(1) 経常経費

① 人件費

政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者は、除きます。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいいます。

② 光熱水費

電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいいます。

③ 備品・消耗品費

机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限りません。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいいます。

④ 事務所費

事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいいます。

(2) 政治活動費

① 組織活動費

当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除きます。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいいます。

② 選挙関係費

選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の

類をいいます。

③ 機関紙誌の発行その他の事業費

ア 機関紙誌の発行事業費

機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいいます。

イ 宣伝事業費

機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除きます。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいいます。

ウ 政治資金パーティー開催事業費

政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいいます。

エ その他の事業費

上記ア、イ及びウ以外の諸事業に要する経費をいいます。

④ 調査研究費

政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいいます。

⑤ 寄附・交付金

政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいいます。

⑥ その他の経費

その他上記以外の政治活動に要する経費をいいます。



機の購入費、事務所用自動車の購入費、事務用用紙の購入費、新聞購読料、ガソリン代

(3) 事務所費

事務所の借料損料、公租公課、火災保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料

4 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載します。

5 1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、それぞれ資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載をする必要はありません。

6 1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計額)が、資金管理団体においては5万円以上のもの又は国会議員関係政治団体においては1万円を超えるものが多く、1ページで記載できない場合は、2ページ以上にわたって記載し、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載し、項目別各区分ごとの一番最後のページの「その他の支出」欄に、明細を記載したもの以外の支出を合計した金額を記載します「合計」欄には、これらの総額を記載します。

【例(1)】

支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名(団体名)等(党員、その名称)	支出を受けた者の住所(団体名)等(党員、その名称)	備考
	千	百	十	円	角				
印刷費(用紙)			5	1	0	0	21.6.15 (〇〇県庁)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
印刷費(用紙)			5	1	0	0	21.10.5 (〇〇県庁)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
この頁の小計			1	2	0	0			
その他の支出			4	0	0	0			
合計			1	2	0	0			

【例(2)】

支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名(団体名)等(党員、その名称)	支出を受けた者の住所(団体名)等(党員、その名称)	備考
	千	百	十	円	角				
印刷費(用紙)			1	0	0	0	21.1.28 (〇〇県庁)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
印刷費(用紙)			1	0	0	0	21.2.28 (〇〇県庁)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
印刷費(用紙)			1	0	0	0	21.3.28 (〇〇県庁)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
印刷費(用紙)			1	0	0	0	21.4.28 (〇〇県庁)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
印刷費(用紙)			1	0	0	0	21.5.28 (〇〇県庁)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
印刷費(用紙)			1	0	0	0	21.6.28 (〇〇県庁)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
印刷費(用紙)			1	0	0	0	21.7.28 (〇〇県庁)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
印刷費(用紙)			1	0	0	0	21.8.28 (〇〇県庁)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
印刷費(用紙)			1	0	0	0	21.9.28 (〇〇県庁)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
印刷費(用紙)			1	0	0	0	21.10.28 (〇〇県庁)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
印刷費(用紙)			1	0	0	0	21.11.28 (〇〇県庁)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
印刷費(用紙)			1	0	0	0	21.12.28 (〇〇県庁)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
印刷費(用紙)			3	0	0	0	21.10.14 (〇〇県庁)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
印刷費(用紙)			6	0	0	0	21.10.28 (〇〇県庁)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
この頁の小計			1	0	0	0			
その他の支出			4	0	0	0			
合計			1	0	0	0			

（その16）

④「政治活動費（人件費を除く）」の内訳						按日別区分 備考・領収書			
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名 にあっては、その住所	支出を受けた者の住所 にあっては、その所属の団体名	備考
	千	百	十	円	角				
憲法改正推進			6	8	0	0	21. 2. 1	公益財団法人日本赤十字社	東京支部の憲法改正推進費
憲法改正推進			2	2	0	0	21. 3. 2	公益財団法人	東京支部の憲法改正推進費
その他			2	4	0	5	21. 7. 10	公益財団法人	東京支部の憲法改正推進費
自民車庫管理			7	3	0	0	21. 12. 1	自民党本部	東京支部の自民党本部管理費
この項の合計			2	1	3	0	5	4	
その他の支出			8	5	5	0	4	0	
合 計			1	1	0	0	0	4	

19 「政治活動費」の内訳の記載方法について  
（収支報告書様式その15）

- 1 様式（その13）に記載した支出金額のうち、政治活動費の内訳については、様式（その13）の支出項目を適宜、更に小分類し、様式（その15）に記載します。また、それらはそれぞれの小分類ごとに別葉とします。なお、「項目別区分」欄には、これらの小分類した費目まで記載することとし、例えば「組織活動費（大会費）」というように記載します。
- 2 1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が、国会議員関係政治団体以外の団体又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間の支出にあっては**5万円以上の支出**について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間の支出にあっては**1万円を超える支出**について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を当該欄に記載します。  

なお、「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載します。
- 3 「その他の支出」欄には、1件あたりの金額が国会議員関係政治団体以外の団体又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間の支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間の支出にあっては1万円以下の支出を一括してその合計金額を記載します。
- 4 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計額）

が、国会議員関係政治団体以外の団体又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間の支出にあっては5万円以上のもの、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間の支出にあっては1万円を超えるものが多く、1ページで記載できない場合は、2ページ以上にわたって記載し、それぞれのページごとの小計を各ページの「この頁の小計」欄に記載し、項目別各区分ごとの一番最後のページの「その他の支出」欄に、明細を記載したもの以外の支出を合計した金額を記載します「合計」欄には、これらの総額を記載します。

※ 明細を記載する必要のある支出（国会議員関係政治団体以外＝1件5万円以上の支出，国会議員関係政治団体＝1件1万円を超える支出）については、併せて領収書等の写しの提出が必要になります（P36を参照）。

【その他】

③ 政治活動費の明細										項目別区分 雑 雑 雑 費 費 ( 雑 雑 雑 費 費 )			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (注1) にあっては、その名称	支出を受けた者の住所(注2) にあっては、主たる事務所所在地	備考
事務所賃料										0.2.1	公益財団(株)	東京都中央区〇〇〇〇〇〇の〇〇〇	
この頁の小計													
その他の支出													
合 計													

【その他】

④ 政治活動費の明細										項目別区分 雑 雑 雑 費 費 ( 大 会 費 )			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (注1) にあっては、その名称	支出を受けた者の住所(注2) にあっては、主たる事務所所在地	備考
党員招待費										0.10.1	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	
新聞賃料										0.10.1	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	
印刷費										0.1.1	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	
雑費										0.1.10	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	
この頁の小計													
その他の支出													
合 計													

(ア)の(2)

④ 政治活動費の内訳										区別区分		選挙関係費（雑費料）			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 （所属政党、その名称）	支出を受けた者の住所（市町村） （所属政党、その名称）	備考		
雑費料										〇・10	A 山 井	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地			
雑費料										〇	B 山 井	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地			
雑費料										〇	C 山 井	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地			
雑費料										〇	D 山 井	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地			
雑費料										〇	E 山 井	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地			
このほか小計															
その他の支出															
合 計															

(ア)の(3)

④ 政治活動費の内訳										区別区分		選挙関係の発行事業費（甲種関係印刷料）			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体） （所属政党、その名称）	支出を受けた者の住所（市町村） （所属政党、その名称）	備考		
印刷料										〇・10	山 井 井	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地			
〃										〇・10	山 井 井	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地			
〃										〇・10	山 井 井	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地			
〃										〇・10	山 井 井	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地			
このほか小計															
その他の支出															
合 計															

(ア)の(4)

④ 政治活動費の内訳										区別区分		選挙関係費（陸中見舞）			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体） （所属政党、その名称）	支出を受けた者の住所（市町村） （所属政党、その名称）	備考		
このほか小計															
その他の支出															
合 計															

← (ア)の(3)の「印刷費」の欄と一致すること

(ア)の(5)

④ 政治活動費の内訳										区別区分		選挙関係の発行事業費（甲種関係印刷料）			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体） （所属政党、その名称）	支出を受けた者の住所（市町村） （所属政党、その名称）	備考		
印刷費										〇・10	山 井 井	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地			
〃										〇・10	山 井 井	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地			
〃										〇・10	山 井 井	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地			
〃										〇・10	山 井 井	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地			
このほか小計															
その他の支出															
合 計															





(2)の12

12 政治活動費の内訳		年月区分		その他の事業費 (書籍販売費等)		備考
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体)であつては、その名称	支出を受けた者の住所(団体)であつては、その名称		
この項の小計						
その他の支出						
合 計						

(2)の13

13 政治活動費の内訳		年月区分		調査研究費 (電報代)		備考
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体)であつては、その名称	支出を受けた者の住所(団体)であつては、その名称		
この項の小計						
その他の支出						
合 計						

(2)の14

14 政治活動費の内訳		年月区分		調査研究費 (書籍販売費)		備考
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体)であつては、その名称	支出を受けた者の住所(団体)であつては、その名称		
この項の小計						
その他の支出						
合 計						

(2)の15

15 政治活動費の内訳		年月区分		寄附・交付金 (支部交付金)		備考
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体)であつては、その名称	支出を受けた者の住所(団体)であつては、その名称		
この項の小計						
その他の支出						
合 計						



(その13)

2. 収支報告書の記載例

記載例

項 目	金 額				備 考
1 雑 費					
① 印刷費			1	95,500	0
② 光 租 料			1	200,000	0
③ 電 料			2	660,000	0
④ 出 張 費			7	960,000	0
⑤ 小 計			3	137,000	0
2 旅 費			2	000,000	0
① 旅 費			3	050,000	0
② 旅 費			1	608,435	0
3 雑 費			2	160,000	0
① 雑 費			1	876,350	0
② 雑 費			1	164,800	0
③ 雑 費			4	000,000	0
④ 雑 費			1	255,000	0
⑤ 雑 費			4	000,000	0
⑥ 雑 費			1	000,510	0
⑦ 雑 費			2	266,036	0
合 計			2	579,736	0

合計金額(その12)の支出総額(12)と一致すること。

備考欄の内部について記載します。

#### IV 資 産 等

##### 21 資産等の報告について（収支報告書様式その17）

資産等の報告については、政治団体（特定パーティー開催団体を除きます。）の会計責任者が、当該政治団体の報告書に、毎年、12月31日において有する次に掲げる資産等について、取得価額その他の所要の事項を記載します。

- ① 土地
- ② 建物
- ③ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権
- ④ 取得の価額が100万円を超える動産
- ⑤ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）
- ⑥ 金銭信託
- ⑦ 金融商品取引法第2 条第1 項及び第2 項に規定する有価証券
- ⑧ 出資による権利
- ⑨ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金
- ⑩ 支払われた金額が100万円を超える敷金
- ⑪ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利
- ⑫ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金

(その14)

4. 本報告書記載の対して発生した交付金に関する支出の明細

記載例

交付の項目	金 額	年 月 日	交付金の領受者 本部又は支部の名称	所在地	備 考
選挙関係費	300,000	○.○.○	E支部	東京都△△区△△町△△番地	
寄附・交付金	100,000	○.○.○	A政治団体	東京都○○区○○町○○番地	
"	100,000	○.○.○	B政治団体	大阪府○○区○○町○○番地	
"	100,000	○.○.○	C政治団体	神戸市○○区○○町○○番地	
"	100,000	○.○.○	D政治団体	福岡市○○区○○町○○番地	
計	430,000				
合 計	430,000				

記載内容は、その14及びその15に記載した内容と一致します。  
（その14及びその15で明細を記載していないものも、その16では1円以上のすべての支出の明細を記載します。）

(備考) 1. 政治団体の本部又は支部に対して発生した交付金に係る交付については、様式(その18)に掲げる経路書による交付明細書に、本部又は支部の名称及び発生した交付金の金額を記載し、本部又は支部の所在地を併記して交付した年月日及び金額を記載すること。

22 資産等の総括表の作成について  
(収支報告書様式その17)

政治団体が、12月31日において有する土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万円を超える動産、預金（普通預金、当座預金を除きます。）又は貯金（普通貯金を除きます。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金について、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入します。

なお、有の「□」に「✓」を記入した場合、様式（その18）に資産等の項目別の内訳について記載します。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ケ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

23 資産等の内訳の記載方法について  
(収支報告書様式その18)

1 政治団体が、12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類したうえで記載し、それぞれ別葉とします。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載します。

(1) 土地

土地については、所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載します。

(2) 建物

建物については、所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号」というように記載し、床面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載します。

(3) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番地1号(地上権)」というように記載し、面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載します。

(4) 取得の価額が100万円を超える動産

取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、

取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、品目を「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように記載し、数量を「備考」欄に記載します。

(5) 預金又は貯金（普通預金、当座預金、普通貯金を除く）

預金又は貯金については、残高を記載し、「摘要」欄には、「残高」と記載します。

(6) 金銭信託

金銭信託については、信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載し、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載します。

(7) 有価証券

金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）については、種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載します。記載の要領は、その種類を「摘要」欄に「国債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債(額面100万円)」、「甲株式会社発行株式(1,000株)」というように記載します。

(8) 出資による権利

出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載します。記載の要領は、その出資先を「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載します。

(9) 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金

貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載します。記載の要領は、その貸付先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙政治団体」というように記載します。

(10) 支払われた金額が100万円を超える敷金

支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を記載します。記載の要領は、その支払先を「摘要」欄に「甲野太郎」、「乙株式会社」というように記載します。

(11) 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利

取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については、種類、対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載します。記載の要領は、その種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」というように記載し、施設の名称を「備考」欄に「甲カントリークラブ」、「乙会員制スポーツクラブ」というように記載します。

(12) 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金

借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及び借入先ごとの残高を記載します。記載の要領は、その借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載します。

2 政治団体が政治団体となった日を境に、取得した土地等の資産等の取扱いについて、その取得の価額や年月日が明らかでない場合にはその記載方法が異なります。

① 政治団体が政治団体となった日前に取得した土地等の資産等のうち、

ア その取得の価額が明らかでない場合には、その旨及び取得時における時価に見積もった金額等を、

イ 取得の価額及び年月日が明らかでない場合には、その旨、当該政治団体が政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積もった金額等を、

ウ 取得の年月日が明らかでない場合には、その旨及び当該政

治団体が政治団体となった年月日を、当該政治団体の報告書の「備考」欄に記載します。

② 政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得した土地等の資産等のうち、

ア その取得の価額が明らかでない場合には、その旨及び取得時における時価に見積もった金額等を、

イ 取得の価額及び年月日が明らかでない場合には、その旨及び平成5年1月1日における時価に見積もった金額等を、

ウ 取得の年月日が明らかでない場合には、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を、当該政治団体の報告書の「備考」欄に記載します。

図の18

② 資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分		数		金		
種	要	金	額	年	月	日	種	号	号	
目録	要	金	額	3	0	0	0	0	563.50	1号
目録	要	金	額	1	2	0	0	0	82.40	1号
目録	要	金	額	2	0	0	0	0	522.80	1号
目録	要	金	額	1	5	0	0	0	0	1号

図の19

② 資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分		数		金		
種	要	金	額	年	月	日	種	号	号	
目録	要	金	額	1	0	0	0	0	0	1号

図の18

② 資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分		数		金		
種	要	金	額	年	月	日	種	号	号	
目録	要	金	額	5	0	0	0	0	0	1号

図の19

② 資産等の項目別内訳

資産等の内訳				項目別区分		数		金		
種	要	金	額	年	月	日	種	号	号	
目録	要	金	額	1	2	0	0	0	0	562.30

24 不動産の利用の現況の記載方法について  
(収支報告書様式その19)

- 1 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権）の利用の現況について、項目別に分類したうえで記載し、それぞれ別葉とします。  
なお、資金管理団体が不動産を取得し又は保有することは、平成19年8月6日以後は同日前に取得したものなどを除き、禁止されています。
- 2 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときにあっては、一人ずつ行を分けて記載します。その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載します。
- 3 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載の必要はありません。
- 4 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、記載の必要はありません。

## 25 宣誓書の記載について（収支報告書様式その20）

政治団体の会計経理について全面的な責任を有している会計責任者が、当該政治団体の収支報告の内容について、真実に基づいて作成されている旨を誓う書面で、**当該会計責任者が記名押印又は署名**するものです。

宣誓書の「政治団体の名称」、「会計責任者の氏名」は、様式（その1）の表題部に記載したものと一致します。事務担当者は、会計責任者の手足となり事務に従事した者に過ぎず、一般的に、収支報告書の内容について責任を負うという者ではありませんので、対象となりません。

会計責任者の記名押印又は署名は、収支報告書の内容と会計帳簿、領収書等の写しを確認したうえで行うものです。

なお、政治団体の解散等に伴い提出する収支報告書にあつては、会計責任者のほか代表者も提出義務者になっていますので、収支報告書の内容を確認したうえで、両者が記名押印又は署名することとされています。

(その20) 宣 誓 書 記載例

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)
- 3 確認書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 ○年 ○月 ○日

表紙 (その1) と一致する

政治団体の名称 甲 乙 会

会計責任者の氏名 乙 野 次 郎

代表者の氏名 (解散団体のみ)

記名押印又は署名 (印字の場合は、押印が必要)

職務代行者の場合は「職務代行者 乙野次郎」と記載

代表者の氏名は、解散した年分の収支報告書の場合のみ記載

## V その他

### 26 領収書等の写しの添付について

- 1 政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、領収書等（領収書その他の支出を証すべき書面）の写しを併せて提出しなければなりません。（法第12条第2項）
- 2 政治活動費に係る各項目（資金管理団体、国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては人件費以外の経常経費及び政治活動費に係る各項目）の支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が、国会議員関係政治団体以外の団体又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間の支出にあつては**5万円以上**のもの、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間の支出にあつては**1万円を超えるもの**については、収支報告書の中にその支出を受けた者の氏名等の明細を記載することとされていますが、これらの支出については、同時に、その支出を証する領収書等の写しも添付しなければなりません。
- 3 領収書等には、その支出の目的、金額及び支出の年月日が記載されていることが必要であり、この領収書等の写しは、組織活動費、選挙関係費などの支出の項目ごとに分類・整理したうえで、添付するものです。

なお、慶弔費等のように社会通念上領収書等を徴し難い事情があったときは、その旨及び当該支出の目的、金額、年月日を記載した書面（領収書等を徴し難かった支出の明細書）を作成し、収支報告書に添付しなければなりません。

また、金融機関への振込みにより支出した場合は、当該支出の目的を記載した書面（振込明細書に係る支出目的書）及び金融機関が作成した振込みの明細であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものの写しをもって、領収書等を徴し難かった支出の明細書に代えることができます。



28 「振込明細書に係る支出目的書」について  
(第16号様式)

政治活動費（資金管理団体、国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては人件費以外の経常経費及び政治活動費）で、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が、国会議員関係政治団体以外の団体又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間の支出にあつては5万円以上のもの、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間の支出にあつては1万円を超えるものについては、領収書等の写し又は領収書等を徴し難かった支出の明細書を添付する必要がありますが、金融機関への振込により支出した場合、支出先からの領収書等が発行されないことがあります。

この場合は、当該支出の目的を記載した書面（振込明細書に係る支出目的書）と金融機関が作成した振込の明細書（振込明細書）の写しをもって、領収書等を徴し難かった支出の明細書に代えることができます。

「項目」欄には、様式（その13）の例により分類して記載します。

「摘要」欄には、様式（その14）又は様式（その15）の「支出の目的欄」に記載した内容を記載するものとし、例えば「会場借上料」というように具体的に記載します。

また、支出の目的ごとに別葉とする必要があり、「項目」が同じであっても「摘要」が異なる場合には、その異なる「摘要」ごとに別葉とする必要があります。

提出にあたっては当該支出に係る振込明細書の写しと併せて提出

してください。

なお、金融機関への振込に係る添付書類の提出にあたっては、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書のいずれの方法によってもすることができます。

また、振込明細書の写しに支出の目的が記載されていれば（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む）、振込明細書に係る支出目的書の提出は不要です。

第16号様式（第9条第2項）

記載例

振込明細書に係る支出目的書

支出の目的	
項目	摘要
組織活動費	会場借上料

政治団体の名称 甲 乙 会

- 【電算】
- この目的の入力単位は、日本国定規格入列4桁とする。
  - 「支出の項目」欄には、経費種別区分表の科目により分類して記載すること。
  - 「摘要」欄には、例えば、「会場借上料」というように具体的に記載すること。
  - 支出の目的ごとに別葉とすること。
  - 支出の目的に併せて振込明細書の写し（当該振込明細書が振込により発行したものである。）を併せて提出すること。

## 29 収支報告書に併せて提出する領収書等の写し及び振込明細書の写しについて

全ての政治団体について、平成20年分から収支報告書に添付する「領収書等の写し」及び「振込明細書の写し」については、複写機により日本工業規格A列四番の用紙（A 4用紙）に複写したものに限定されています。

## 30 政治資金監査報告書について

国会議員関係政治団体（国会議員関係政治団体であった政治団体も含む。ただし、収支報告書に記載すべき収入・支出がなかった場合はこの限りでない。）の会計責任者は、収支報告書を提出する際には、あらかじめ、当該団体の支出について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人（同委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士、税理士）による政治資金監査を受けなければなりません。（法第19条の13第1項）

また、国会議員関係政治団体の会計責任者が収支報告書を提出するときには、政治資金監査の結果作成される政治資金監査報告書を併せて提出しなければなりません。（法第19条の14）

なお、年の途中で国会議員関係政治団体でなくなった場合や、逆に、年の途中で国会議員関係政治団体となった場合でも、国会議員関係政治団体であった期間の支出だけでなく、国会議員関係政治団体でなかった期間に行った支出も含め、その年に行った支出全体が、登録政治資金監査人による政治資金監査の対象となります。

**31 政治団体が労務等の無償提供を受けた場合又は労務等の無償提供を行った場合の記載について**

政治資金規正法上は、金銭のみならず、物品又はその他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものは寄附とされていますので、労務や事務所の無償提供についても、利用等の実態から、その対価や利用料を支払うことが社会通念上相当であるようなときは、寄附に該当することになります。

したがって、当該寄附について、会計帳簿及び収支報告書に記載することになります。

記載に当たっては、

① 政治団体が無償提供を受けた場合

当該労務等を時価に見積もった金額を寄附として収入(その7)に計上し、備考欄に「無償提供」と記載してください。しかし、このままでは、法の会計帳簿等や収支報告書が現金主義をとっているにもかかわらず、これらの利益が永続的に収入に含まれてしまうため、同額を支出にも計上する必要があります。

この場合、支出の目的は、政治活動費(その15)中「その他の経費」とし、支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載するとともに、金額欄には当該合計額を記載することになります。また、この支出については、経理上の処理のため、領収書等を徴することができないと考えられるので、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」の「領収書等を徴し難かった事情」欄に「無償提供のため」と記載することになります。

② 政治団体が無償提供を行った場合

当該労務等を時価に見積もった金額を支出(その14又はその15)に計上するとともに、それらを一括した合計額を収入にも計上することになります。

この場合、収入の項目は、「その他の収入」(その6)とし、摘要欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載するとともに、金額欄には当該合計額を記載することになります。

無償提供を受けた場合

記載例

【その5】 無償を受けた者が役員及び役員候補者（取締役等としたもの）以外の役員団体の場合、同一の者からの各期の合計金額は、原則150万円を越えることとはなりません。

① 当社の内訳		当報告書の区分		個人からの費用	
当報告書の区分	金額	年	月	氏名	備考
B野三部	600,000	0	7	野三部	取締役
				備考欄に「〇〇の無償提供」と記載	
				利息料相当額を時価に見積もった額を記載	
この期の小計	600,000	0	7		
その他の期間					
合計	600,000	0	7		

※ 備考欄に「〇〇の無償提供」と記載

無償提供を行った場合

記載例

【その6】

② その他の収入		当報告書の区分		個人からの費用	
収入の種類	金額	年	月	氏名	備考
金銭以外のものによる寄附相当分	600,000	0	10	A野次郎	専務取締役
				備考欄に「〇〇の無償提供」と記載	
				経理上の処置のため支出と同額を計上	
この期の小計	600,000	0	10		
1年10月までの小計					
合計	600,000	0	10		

記載例

【その7】

③ 役員報酬等の内訳		当報告書の区分		個人からの費用	
役員報酬等の区分	金額	年	月	氏名	備考
役員報酬	600,000	0	7	B野三部	取締役
				備考欄に「〇〇の無償提供」と記載	
				経理上の処置のため支出と同額を計上	
この期の小計	600,000	0	7		
その他の期間					
合計	600,000	0	7		

※ 備考欄に「〇〇の無償提供」と記載

記載例

【その8】

④ 役員報酬等の内訳		当報告書の区分		個人からの費用	
役員報酬等の区分	金額	年	月	氏名	備考
役員報酬	600,000	0	10	A野次郎	専務取締役
				備考欄に「〇〇の無償提供」と記載	
				時価に見積もった金額を記載	
この期の小計	600,000	0	10		
その他の期間					
合計	600,000	0	10		

※ 備考欄に「〇〇の無償提供」と記載

第15号様式（第9次開示）

領収書等を徴し難かった支出の明細書

記載例

支出の目的	金額	年月日	領収書等を徴し難かった事由
その他の経費	600,000	0.7.29	無償提供のため

第15号様式（第9次開示）

領収書等を徴し難かった支出の明細書

記載例

支出の目的	金額	年月日	領収書等を徴し難かった事由
役員・交付金	600,000	0.10.15	無償提供のため

### 32 国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示制度について

何人も、国会議員関係政治団体については、収支報告書の要旨の公表から3年間、人件費以外の経費で1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円以下の支出に係る領収書等（少額領収書等）について総務大臣又は県選挙管理委員会に開示請求をすることができます。（法第19条の16）

これにより、国会議員関係政治団体については収支報告書を提出する際に添付する1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出に係る領収書等だけでなく、全ての支出に係る領収書等の原本を保存する義務があり、開示請求を受けた総務大臣又は県選挙管理委員会から少額領収書等の提出命令があった場合は、提出命令があった日から原則20日以内に、少額領収書等の写しを総務大臣又は県選挙管理委員会に提出しなければなりません。